

蒲郡市障害者（児）施設・事業者の業務管理体制の整備の届出に関する要綱

（趣旨）

第1条 この要綱は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）、児童福祉法（昭和22年法律第164号）、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則（平成18年厚生労働省令第19号。以下「法施行規則」という。）及び児童福祉法施行規則（昭和23年厚生省令第11号）に定めるもののほか、障害者（児）施設・事業者の業務管理体制の整備の届出に関し必要な事項を定めるものとする。

（業務管理体制の届出）

第2条 法第51条の31第2項及び児童福祉法第24条の38第2項の規定による届出は、法施行規則第34条の62第1項及び児童福祉法施行規則第25条の26の9第1項に掲げる事項について、第1号様式及び第2号様式により行うものとする。

（届出事項の変更の届出）

第3条 法第51条の31第3項及び児童福祉法第24条の38第3項の規定による届出事項の変更の届出は、法施行規則第34条の62第2項及び児童福祉法施行規則第25条の26の9第2項に掲げる事項について、第3号様式及び第4号様式により行うものとする。

（区分の変更の届出）

第4条 法第51条の31第4項及び児童福祉法第24条の38第4項の規定による区分の変更の届出は、法施行規則第34条の62第3項及び児童福祉法施行規則第25条の26の9第3項に掲げる事項について、第1号様式及び第2号様式により行うものとする。

（関係機関への情報提供）

第5条 市長は、第2条から前条までの規定による届出に関し、国及び県に対して、情報を提供することができる。

（雑則）

第6条 この要綱に定めるもののほか、障害者（児）施設・事業者の業務管理体制の整備の届出に関して必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成24年10月1日から施行し、平成24年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、令和2年12月28日から施行する。
- 2 この要綱の施行の際、改正前の蒲郡市障害者（児）施設・事業者の業務管理体制の整備の届出に関する要綱の規定による諸様式の内紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。